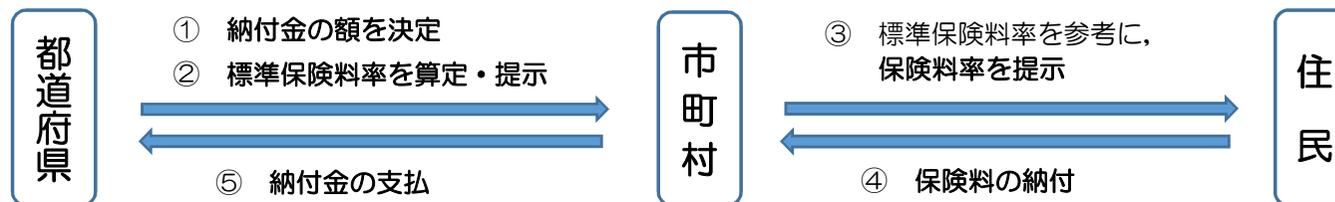


資料1

令和3年度国民健康保険事業費納付金等の 算定結果について

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

納付金総額の算定

- 保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割（被保険者数・世帯数のシェア）と応能割（所得総額・資産総額のシェア）により配分する。応益割と応能割の比率は、県の所得水準に応じて設定する。

※加えて、医療分の場合

- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

R3算定	応益割	応能割
医療分	1	0.71478
後期分	1	0.72205
介護分	1	0.65396

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。
(※) 市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

令和3年度納付金算定の概況

- 納付金総額 R2:206億円 → R3:194億円 (▲12億円, ▲5.9%)
- 一人当たり納付金額 R2:136,270円 → R3:129,109円 (▲7,161円, ▲5.3%)
- 一般被保険者数(推計) R2:151,369人 → R3:150,396人 (▲973人, ▲0.6%)

- 【R3推計】
- ① 一般被保険者に係る医療保険給付費について、本県の実績を踏まえ推計。
 - ② 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金、国費等は国の係数による。

歳出	医療保険給付費等 578億円	後期高齢者支援金 98億円	介護納付金 39億円
歳入	納付金 194億円	公費等 256億円	前期高齢者交付金(概算, 精算) 265億円

R2推計(R元算定)との比較

(単位: 億円)

		R2推計	R3推計	増減額	増減率		
一般被保険者分	歳出						
		保険給付費等	706	715	9	1.3%	
		医療保険給付費	564	574	10	1.9%	
		公費等	500	521	21	4.2%	
	歳入		療養給付費等負担金	135	129	▲6	▲4.1%
			普通調整交付金	63	64	1	1.6%
			県繰入金	32	32	▲0.5	▲1.6%
			特例基金	0	0	0	0.0%
			剰余金	0	0.6	0.6	皆増
			高額医療費負担金	9	9	▲0.4	▲4.8%
		概算前期高齢者交付金	231	246	15	6.4%	
	※ 精算前期高齢者交付金等	21	33	12	54.6%		
	納付金総額	206	194	▲12	▲5.9%		
	納付金総額(退職分含む)	206	194	▲12	▲5.9%		

○ 医療保険給付費の推計

国の推計方法をもとに本県の実績を踏まえて算出。

	H29実績	H30実績	R元実績	R2見込	R3推計
医療保険給付費	564億円	561億円	567億円	562億円	574億円
一人当たり	345,537円	351,697円	365,095円	371,252円	381,990円
対前年度伸び率	2.93%	1.78%	3.81%	1.69%	2.89%

※前期高齢者交付金

国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不公平を、各保険者の加入者数に応じて調整。

当該年度に概算額で交付を受け、2年後に確定した額に基づき精算が行われる。

後期高齢者支援金、介護納付金についても、上記と同様、概算払い、精算が行われる。

激変緩和措置

○ 納付金の仕組みの導入等の影響により、被保険者一人当たりの保険料が制度改革前の保険料額と比較して、自然増分等の一定割合を超えて増加する部分に対し、国の暫定措置等及び県繰入金等を活用して激変緩和を実施する。

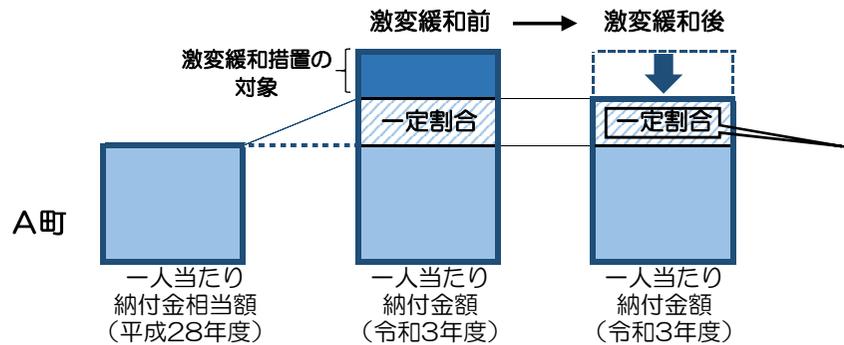
【暫定措置等】
【県繰入金】

国による改革施行当初の激変緩和措置
県による法定繰入れ(保険給付費の9%分)を活用した激変緩和措置

【財政安定化基金(特例基金)】

施行当初の激変緩和の財源として設置された基金〔H30～R5の時限措置〕
※R3納付金算定においては未使用。

①納付金ベースにおける激変緩和措置

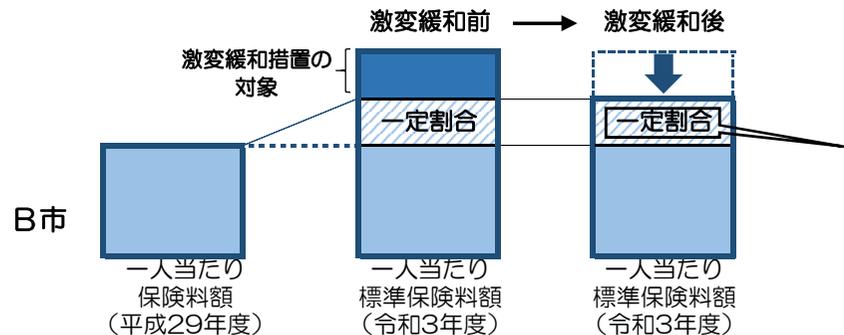


市町村ごとの一人当たり納付金額については、納付金の仕組みの導入による影響（医療費指数や所得水準に応じた配分）等が異なるため、差が生じる。

※ 平成28年度の「被保険者一人当たりの納付金相当額」を基点として、毎年度、自然増分等の一定割合を設定する。

R3算定における一定割合 (5カ年度分)	医療分	12.6%
	後期分	18.5%
	介護分	19.8%

②保険料ベースにおける激変緩和措置



市町村ごとの一人当たり標準保険料額については、上記の納付金額における影響のほか、保健事業等の事業費、市町村個別に交付される公費により、差が生じる。

※ 平成29年度の「被保険者一人当たりの保険料額」を基点として、毎年度、自然増分等の一定割合を設定する。

R3算定における一定割合 (4カ年度分)	医療分	2.1%
----------------------	-----	------

納付金の激変緩和措置について

激変緩和措置対象：8保険者

(単位：円)

保険者名	平成28年度	令和3年度			
	一人当たり 納付金相当額	【激変緩和前】 一人当たり納付金額		【激変緩和後】 一人当たり納付金額	
		対H28	増減率	対H28	増減率
徳島市	128,431	129,698	1.0%	129,304	0.7%
鳴門市	133,836	140,418	4.9%	139,992	4.6%
小松島市	124,888	127,985	2.5%	127,605	2.2%
阿南市	123,630	129,067	4.4%	128,676	4.1%
勝浦町	119,938	130,590	8.9%	130,179	8.5%
上勝町	106,744	113,167	6.0%	112,776	5.7%
佐那河内村	115,934	128,385	10.7%	124,248	7.2%
石井町	123,849	132,528	7.0%	132,139	6.7%
神山町	141,262	127,673	▲9.6%	127,095	▲10.0%
牟岐町	128,552	125,306	▲2.5%	124,944	▲2.8%
松茂町	134,752	133,995	▲0.6%	133,559	▲0.9%
北島町	114,406	131,579	15.0%	124,624	8.9%
藍住町	121,492	129,753	6.8%	129,356	6.5%
板野町	136,018	146,857	8.0%	146,181	7.5%
上板町	110,578	126,451	14.4%	121,650	10.0%
吉野川市	127,578	124,134	▲2.7%	123,769	▲3.0%
阿波市	118,429	122,263	3.2%	121,901	2.9%
美馬市	132,284	130,569	▲1.3%	130,204	▲1.6%
三好市	131,526	131,552	0.0%	131,196	▲0.3%
つるぎ町	128,976	119,537	▲7.3%	119,004	▲7.7%
那賀町	104,212	117,043	12.3%	107,640	3.3%
東みよし町	134,483	131,723	▲2.1%	129,958	▲3.4%
美波町	124,733	120,042	▲3.8%	119,686	▲4.0%
海陽町	121,158	125,266	3.4%	124,912	3.1%

※ 一般被保険者分について算出。

標準保険料額の激変緩和措置について

激変緩和措置対象：2保険者

(単位：円)

保険者名	平成29年度	令和3年度			
	一人当たり 保険料額	【激変緩和前】 一人当たり標準保険料額 (法定軽減後)		【激変緩和後】 一人当たり標準保険料額 (法定軽減後)	
		対H29	増減率	対H29	増減率
徳島市	97,016	89,539	▲7.7%	89,539	▲7.7%
鳴門市	95,604	104,544	9.4%	101,988	6.7%
小松島市	93,469	80,709	▲13.7%	80,709	▲13.7%
阿南市	92,222	91,764	▲0.5%	91,764	▲0.5%
勝浦町	93,857	99,568	6.1%	99,568	6.1%
上勝町	74,073	79,016	6.7%	79,016	6.7%
佐那河内村	99,979	90,780	▲9.2%	90,780	▲9.2%
石井町	103,665	90,306	▲12.9%	90,306	▲12.9%
神山町	78,781	72,560	▲7.9%	72,560	▲7.9%
牟岐町	89,273	75,174	▲15.8%	75,174	▲15.8%
松茂町	98,102	103,135	5.1%	103,135	5.1%
北島町	98,624	87,822	▲11.0%	87,822	▲11.0%
藍住町	88,805	89,495	0.8%	89,495	0.8%
板野町	98,291	107,906	9.8%	104,925	6.7%
上板町	91,622	80,902	▲11.7%	80,902	▲11.7%
吉野川市	82,743	80,597	▲2.6%	80,597	▲2.6%
阿波市	97,613	82,356	▲15.6%	82,356	▲15.6%
美馬市	86,861	82,866	▲4.6%	82,866	▲4.6%
三好市	78,257	71,993	▲8.0%	71,993	▲8.0%
つるぎ町	74,622	58,232	▲22.0%	58,232	▲22.0%
那賀町	69,745	70,570	1.2%	70,570	1.2%
東みよし町	90,570	78,782	▲13.0%	78,782	▲13.0%
美波町	73,539	65,674	▲10.7%	65,674	▲10.7%
海陽町	86,095	76,893	▲10.7%	76,893	▲10.7%

※ 一般被保険者分について算出。

※ 平成29年度の保険料額は、平成29年9月末時点の調定ベースをもとに算出。

※ 令和3年度の保険料額は、県内統一の基準によって算定した市町村ごとの標準保険料額を、市町村からの提供データをもとに法定軽減後とした金額。

令和3年度 国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

保険者名	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
徳島市	6,476,285,351	6,056,351,838	▲ 419,933,513	▲6.5%
鳴門市	2,058,100,578	1,887,992,829	▲ 170,107,749	▲8.3%
小松島市	1,067,397,265	995,351,240	▲ 72,046,025	▲6.7%
阿南市	1,926,053,036	1,838,897,622	▲ 87,155,414	▲4.5%
勝浦町	159,788,534	153,871,823	▲ 5,916,711	▲3.7%
上勝町	38,767,627	40,599,353	1,831,726	4.7%
佐那河内村	79,519,066	79,767,431	248,365	0.3%
石井町	726,942,915	682,084,741	▲ 44,858,174	▲6.2%
神山町	186,411,041	166,621,799	▲ 19,789,242	▲10.6%
牟岐町	147,120,233	135,314,290	▲ 11,805,943	▲8.0%
松茂町	431,801,750	403,505,836	▲ 28,295,914	▲6.6%
北島町	509,148,581	500,891,600	▲ 8,256,981	▲1.6%
藍住町	937,079,812	871,139,736	▲ 65,940,076	▲7.0%
板野町	494,732,925	473,238,407	▲ 21,494,518	▲4.3%
上板町	341,565,142	338,917,503	▲ 2,647,639	▲0.8%
吉野川市	1,110,897,109	1,060,330,559	▲ 50,566,550	▲4.6%
阿波市	1,097,762,755	1,027,094,433	▲ 70,668,322	▲6.4%
美馬市	794,707,560	750,105,564	▲ 44,601,996	▲5.6%
三好市	720,884,645	685,767,495	▲ 35,117,150	▲4.9%
つるぎ町	234,224,220	219,923,395	▲ 14,300,825	▲6.1%
那賀町	197,624,011	192,462,334	▲ 5,161,677	▲2.6%
東みよし町	364,941,149	346,643,818	▲ 18,297,331	▲5.0%
美波町	202,023,581	199,276,871	▲ 2,746,710	▲1.4%
海陽町	328,304,064	313,653,074	▲ 14,650,990	▲4.5%
計	20,632,082,950	19,419,803,591	▲ 1,212,279,359	▲5.9%

※ 一般被保険者分及び退職被保険者分の総額。

令和3年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

1 公表の趣旨

平成30年度から、新たな国民健康保険制度のもと、県は財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行うこととなっている。今般、令和3年度の算定を行ったので公表するものである。

2 納付金算定の概況

保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引き、県全体の納付金額を算出した。

○保険給付費等 715億円（対R2算定比：+1.3%）

○公 費 等 521億円（対R2算定比：+4.2%）

○納付金総額 194億円（対R2算定比：▲5.9%）

3 一人当たり納付金額等

○一人当たり納付金額 129,109円（対R2算定比：▲5.3%）

○一人当たり標準保険料額 108,520円（対R2算定比：▲7.8%）

市町村ごとにみた場合、納付金の配分による影響(医療費指数や所得水準等)のほか、市町村個別の保健事業等の事業費及び公費の状況による影響なども含まれるため、増減率に差が生じる。

なお、納付金の仕組みの導入等による市町村ごとの影響については、国暫定措置及び県繰入金を活用した激変緩和措置を実施し、被保険者の保険料負担への影響の緩和を図った。

4 参考

今後、県が示す標準保険料率を参考にして、市町村が保険料率を決定することとなる。

一人当たり納付金額及び標準保険料額

1. 一人当たり納付金額

保険者名	令和2年度 円	令和3年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	136,810	129,304	▲ 7,506	▲ 5.5%
鳴門市	148,137	139,992	▲ 8,145	▲ 5.5%
小松島市	137,635	127,605	▲ 10,030	▲ 7.3%
阿南市	136,150	128,676	▲ 7,474	▲ 5.5%
勝浦町	133,938	130,179	▲ 3,759	▲ 2.8%
上勝町	114,359	112,776	▲ 1,583	▲ 1.4%
佐那河内村	126,622	124,248	▲ 2,374	▲ 1.9%
石井町	139,044	132,139	▲ 6,905	▲ 5.0%
神山町	137,067	127,095	▲ 9,972	▲ 7.3%
牟岐町	134,105	124,944	▲ 9,161	▲ 6.8%
松茂町	142,162	133,559	▲ 8,603	▲ 6.1%
北島町	125,173	124,624	▲ 549	▲ 0.4%
藍住町	136,835	129,356	▲ 7,479	▲ 5.5%
板野町	153,464	146,181	▲ 7,283	▲ 4.7%
上板町	123,811	121,650	▲ 2,161	▲ 1.7%
吉野川市	129,656	123,769	▲ 5,887	▲ 4.5%
阿波市	129,064	121,901	▲ 7,163	▲ 5.5%
美馬市	139,101	130,204	▲ 8,897	▲ 6.4%
三好市	136,321	131,196	▲ 5,125	▲ 3.8%
つるぎ町	127,293	119,004	▲ 8,289	▲ 6.5%
那賀町	109,122	107,640	▲ 1,482	▲ 1.4%
東みよし町	137,713	129,958	▲ 7,755	▲ 5.6%
美波町	124,783	119,686	▲ 5,097	▲ 4.1%
海陽町	131,520	124,912	▲ 6,608	▲ 5.0%
県平均	136,270	129,109	▲ 7,161	▲ 5.3%

※ 一般被保険者分について算出。

2. 一人当たり標準保険料額

保険者名	令和2年度 円	令和3年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	124,132	113,540	▲ 10,592	▲ 8.5%
鳴門市	126,709	120,890	▲ 5,819	▲ 4.6%
小松島市	118,921	99,709	▲ 19,212	▲ 16.2%
阿南市	120,391	110,800	▲ 9,591	▲ 8.0%
勝浦町	120,944	114,323	▲ 6,621	▲ 5.5%
上勝町	98,881	93,069	▲ 5,812	▲ 5.9%
佐那河内村	108,374	105,889	▲ 2,485	▲ 2.3%
石井町	116,582	109,498	▲ 7,084	▲ 6.1%
神山町	107,123	93,918	▲ 13,205	▲ 12.3%
牟岐町	107,921	96,768	▲ 11,153	▲ 10.3%
松茂町	128,578	121,553	▲ 7,025	▲ 5.5%
北島町	110,174	108,570	▲ 1,604	▲ 1.5%
藍住町	117,688	109,545	▲ 8,143	▲ 6.9%
板野町	130,511	124,233	▲ 6,278	▲ 4.8%
上板町	101,248	99,825	▲ 1,423	▲ 1.4%
吉野川市	110,949	101,518	▲ 9,431	▲ 8.5%
阿波市	110,900	103,675	▲ 7,225	▲ 6.5%
美馬市	108,385	102,134	▲ 6,251	▲ 5.8%
三好市	103,012	92,792	▲ 10,220	▲ 9.9%
つるぎ町	89,580	77,992	▲ 11,588	▲ 12.9%
那賀町	91,028	86,381	▲ 4,647	▲ 5.1%
東みよし町	111,528	97,702	▲ 13,826	▲ 12.4%
美波町	85,959	83,577	▲ 2,382	▲ 2.8%
海陽町	112,206	98,392	▲ 13,814	▲ 12.3%
県平均	117,752	108,520	▲ 9,232	▲ 7.8%

※ 法定の保険料軽減分を減算する前の額で比較。

令和3年度 標準保険料率の算定結果

①都道府県標準保険料率

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
%	円	%	円	%	円
7.37	43,279	2.61	14,927	2.37	16,836

①都道府県標準保険料率〔2方式〕

全国統一の算定基準による本県の保険料率の標準的な水準

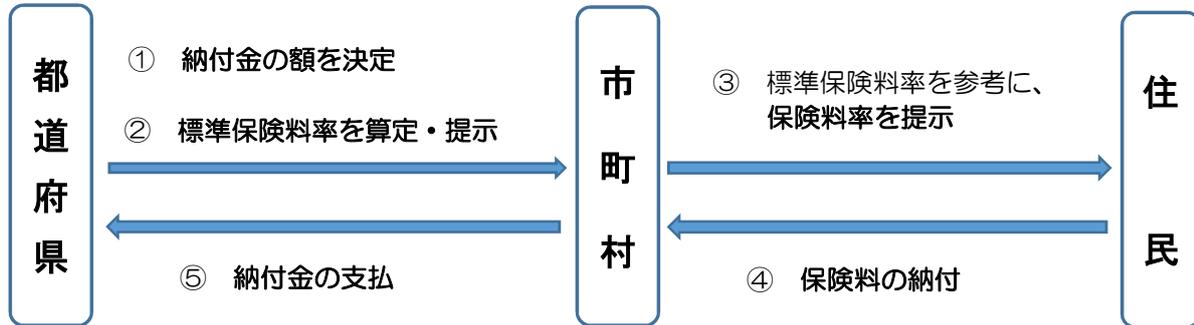
②市町村標準保険料率〔4方式〕

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率

保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円
徳島市	7.47	15.60	28,608	19,871	2.55	5.32	9,662	6,711	2.43	6.58	10,608	5,451
鳴門市	7.36	15.37	28,185	19,577	2.44	5.09	9,239	6,417	2.30	6.21	10,013	5,145
小松島市	6.56	13.69	25,115	17,445	2.46	5.13	9,311	6,468	2.34	6.33	10,201	5,242
阿南市	7.11	14.85	27,233	18,916	2.46	5.13	9,315	6,470	2.36	6.39	10,310	5,298
勝浦町	6.76	14.10	25,867	17,967	2.48	5.17	9,382	6,517	2.29	6.18	9,971	5,124
上勝町	5.48	11.43	20,967	14,564	2.51	5.24	9,512	6,607	2.36	6.38	10,283	5,284
佐那河内村	6.78	14.17	25,980	18,046	2.39	4.98	9,050	6,286	2.22	6.02	9,705	4,987
石井町	7.08	14.77	27,093	18,819	2.45	5.10	9,259	6,431	2.31	6.25	10,081	5,180
神山町	6.49	13.55	24,854	17,263	2.44	5.08	9,233	6,413	2.29	6.19	9,986	5,131
牟岐町	6.64	13.87	25,445	17,674	2.47	5.15	9,357	6,499	2.38	6.45	10,393	5,340
松茂町	7.23	15.10	27,700	19,240	2.46	5.13	9,314	6,470	2.36	6.38	10,285	5,285
北島町	6.50	13.56	24,874	17,277	2.45	5.10	9,261	6,433	2.33	6.29	10,145	5,213
藍住町	6.75	14.09	25,848	17,954	2.44	5.09	9,246	6,422	2.34	6.34	10,219	5,251
板野町	7.90	16.49	30,238	21,003	2.46	5.12	9,298	6,458	2.26	6.10	9,837	5,055
上板町	6.78	14.15	25,958	18,030	2.51	5.23	9,507	6,604	2.41	6.51	10,504	5,397
吉野川市	6.97	14.56	26,708	18,551	2.47	5.15	9,361	6,502	2.42	6.55	10,568	5,431
阿波市	7.52	15.70	28,790	19,997	2.47	5.15	9,346	6,492	2.39	6.48	10,446	5,368
美馬市	7.24	15.12	27,725	19,258	2.50	5.21	9,468	6,576	2.39	6.47	10,432	5,361
三好市	6.63	13.83	25,368	17,621	2.49	5.19	9,436	6,554	2.40	6.50	10,481	5,386
つるぎ町	5.45	11.38	20,872	14,498	2.56	5.34	9,694	6,733	2.44	6.61	10,665	5,480
那賀町	5.56	11.61	21,295	14,791	2.44	5.08	9,235	6,415	2.31	6.24	10,059	5,169
東みよし町	6.58	13.73	25,181	17,490	2.47	5.15	9,359	6,501	1.98	5.35	8,634	4,437
美波町	5.54	11.56	21,200	14,726	2.49	5.18	9,409	6,535	2.36	6.39	10,296	5,291
海陽町	6.92	14.44	26,487	18,398	2.54	5.28	9,599	6,667	2.43	6.57	10,596	5,445

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

※医療分の場合

納付金総額の算定

- 医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割(被保険者数・世帯数のシェア)と応能割(所得総額・資産総額のシェア)により配分する。その比率は、県の所得水準に応じて設定する。
- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。
(※)市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

③ 市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定する。